長与町農業委員会会議録

平成３０年２月２７日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成３０年２月農業委員会総会

１．　日時　　平成３０年２月２７日（火）　　１０時３０分から１２時　５分

２．　場所　　長与町役場４階全員協議会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１０名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　７番　柿本　香代

８番　岡﨑　道子　　９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博

１１番　上杉　司　　１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（２名）

５番　辻田　晶夫　　６番　田中　稔

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

第２　　第１号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第５　　第１号報告　農地改良届出報告書について

第６　　第２号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　みなさん、こんにちは。定刻になりましたので総会の開催に先立ち報告いたします。平成３０年２月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により在任委員で総会を開催する過半数以上、１０人の出席であることを報告致します。農地利用最適化推進委員は、８人全員出席でございます。本日の欠席者は、農業委員５番、辻田晶夫委員と６番、田中稔委員の２人です。では、会長の方で議事等の進行をお願いします。

議　長　それでは、平成３０年２月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。７番、柿本香代委員、８番、岡﨑道子委員を指名致します。日程第２、本日は、第１号議案農地法第４条の規定による許可申請についてが１件、第２号議案農用地利用集積計画についてが９件第３号議案では、第２号議案の７件目、８件目、９件目の案件に伴って農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが２件出されています。そして、報告事項では農地改良届出報告が１件、農地転用専決処分報告が２件となっております。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。それでは、第１号議案農地法第４条の規定による許可申請についての１件目の説明を事務局からお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第４条の規定による許可申請について、議案書の№.１をお開き下さい。整理番号１、（４－１）申請地が、長与町岡郷（地番）、畑、１，１５３㎡。農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、共同住宅。施設の概要といたしましては、木造合金メッキ鋼板葺２階建て所要面積１，１５３㎡。建築面積２９０．４㎡。駐車場面積３４０㎡。駐輪場面積８㎡です。備考欄に記載していますとおり、申請者は賃貸アパートを自己所有地に建設いたします。汚水排水は隣接道路の下水管に接続いたします。雨水排水は町道の側溝に流下させる。都市計画区域外になります。申請地を申し上げます。

次のページの№.２をお開き下さい。岡郷、国道２０７号線から町道に入り、（施設名）前を通り約１００m進みますと申請地、岡郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、担当推進委員から補足説明はありませんか。

８番、柳原弘推進委員。

推進委員８　番　23 日に現地確認しました。ここは、道路から下は 4m放置してある状態。ここを埋め立てて 4～6m位埋め立てて側溝で上げるという計画だそうですが、今出ている地下水が流れるであろうと思われるので、建設にあたっての指導・監督を町に強くお願いしたいと思います。

議　長　　事務局と建設業者と代書人と立会いしました。もともとここは1筆だったのを1.153㎡に分筆しました。1番心配なのは、ここは地すべり地帯だというところです。そこで設計業者に確認した所、ボウリングをし支持地盤まで6m位なので、盛土をして10m位のくいを打ちます。上からの雨水は側溝を両側にまわし、右側は汚水排水を両側溝場に流し、下側は堤に流れるよう指示しています。開発段階でありまだまだ指導が必要なので、崩れた石垣の補修とえん堤で土を盛るので管理をよくして下さいと指示しています。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか

９　番　　所要面積1,153㎡、建築面積と駐車場駐輪場面積合わせて638.4㎡と言うことでしたが、面積の1,153㎡がいるのか？駐車場も含めて約6割近くに分筆されたのならば、この広さがいらないのではないですか？

議　長　　土は盛りの面積が出るので、その分が必要面積になります。上に舗装するのが駐車場面積と建物面積、その残りが土はと側溝と考えて頂けたらと思います。

議　長　　他に、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。この農地法第４条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が１０人で、過半数を超えていますので、県に進達することに決定いたします。

続いて、第２号議案農用地利用集積計画について審議に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局　　それでは、第２号議案農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。

それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町本川内郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名)さん、長与町本川内郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆です。長与町本川内郷（地番)、畑、１，４８２㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は、みかんです。平成３０年３月１日から平成３５年２月２８日までの５年間です。年間借賃は、〇〇円で、毎年、年末に自宅へ納入とします。継続になります。

６ページをお開きください。未相続農地になりますので、利用権の設定に関する同意書を添付いたしております。７ページをお開きください。被相続人（氏名）さん、相続人（貸主）の相続関係説明図になります。

土地の所在ですが、８ページをお開き下さい。本川内郷、〇〇ダムから（施設名）を通り〇〇バス停からさらに進みますと〇〇公園がございます。その付近が申請地、本川内郷（地番）になります。次の９ページは詳細図となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

１番、原口推進委員。

推進委員１　番　　２月２３日に現地確認を行いました。周囲はみかん園で、大きな道路もあります。２０年ほど前から（貸主）から（借主）が貸借後、基盤整備を行い現在も耕作中で、マルチ管理されている園ということで特に問題はありません。継続です。

議　長　　続いて、担当農業委員さんからありませんか。

７番、柿本委員。

７　番　　原口推進委員さんとは別の日に事務局と一緒に確認をさせていただきました。(借主)は熱心にされていまして２０年以上の継続ですので何ら問題はありません。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画について許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が１０人で過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。続いて、第２号議案２件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に１０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町本川内郷（地番）、畑、７５９㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は、みかんです。平成３０年３月１日から平成４０年２月２９日までの１０年間です。年間借賃は、年間〇〇円で毎年、自宅へ納入とします。継続になります。

１２ページをお開きください。未相続農地の場合の利用権の設定に関する同意書になります。

１３ページをお開きください。被相続人（氏名）さん、相続人（貸主）の相続関係説明図になります。

土地の所在ですが、１４ページをお開き下さい。本川内郷、〇〇ダムから（施設名）を通り〇〇バス停を進みますと申請地、本川内郷（地番）になります。次の１５ページは詳細図になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

１番、原口推進委員。

推進委員
１　番　　２月２３日に現地確認を行いました。場所は、以前バスで農地パトロールを行った際の（氏名）さんハウスの30m位すぐ下です。２０年くらい前から清見、日向夏を作付けしており、現地確認時には剪定を行っていました。継続でよく管理されており問題はありません。

議　長　　続いて、農業委員さんからありませんか。

７番、柿本委員。

７　番　　借主は、家族で就農されており広い農地ですが、一生懸命されており何ら問題ありません。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、この農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が１０人で、過半数を超えていますので許可することに決定いたします。

続いて、第２号議案の３件目について審議に入る訳ですが、農業委員会等に関する法律第３１条議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないことになっています。従いまして、〇〇推進委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

【〇〇推進委員、退席後】

議　長　　それでは、第２号議案３件目の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局　　続きまして、１６ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷(地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆です。長与町斉藤郷（地番)、畑、１，６５４㎡の一部１，１４０㎡です。利用権の種類は、賃貸借権です。具体的な作物は、野菜です。平成

３０年３月１日から平成３５年２月２８日までの５年間です。年間借賃は、○○円で毎年、年末に自宅へ納入とします。継続になります。

１８ページをお開きください。被相続人（氏名）さん、相続人（貸主）の相続関係説明図になります。（貸主）は、公正証書遺言による相続人です。

土地の所在ですが、１９ページをお開き下さい。斉藤郷、○○埋立地、○○神社が地図に記載していますが、申請地は時津町との境付近になります。次の２０ページは、詳細図になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当農業委員さんから補足説明はありませんか。

９番、渡邉委員。

９　番　　２月２３日９時３０分に山本委員と事務局２名と私で現地確認を行いました。借主は、１０年以上前から借りており、道端で日当たりもよく野菜、花を作付けされており問題ありません。また、借主は、（氏名）さんの配偶者です。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、この農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が１０人で、過半数を超えていますので許可することに決定いたします。退席されていた○○推進委員の入室を事務局から伝えてください。

【○○推進委員、着席後】

議　長　　○○推進委員に申し上げますが、申請のあった利用権設定について全員一致で許可することに決定したことを報告いたします。

次の４件目の案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　続きまして、２１ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番)、畑、６１２㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は、野菜です。平成３０年３月１日から平成３５年２月２８日までの５年間です。年間借賃は、○○円で毎年、年末に自宅へ納入とします。継続になります。

次に２３ページをお開き下さい。未相続農地の場合の利用権の設定に関する同意書を添付しています。２４ページをお開き下さい。被相続人（氏名）さん、相続人（貸主）さんの相続関係説明図になります。

土地の所在ですが、２５ページをお開き下さい。三根郷、（店舗名）の付近になりますが、主要地方道長崎多良見線、○○交差点から○○に向かい約１００m進み、左折し約１００m進みますと申請地、三根郷（地番）となります。２６ページは、詳細図になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

３番、田中光夫推進委員。

推進委員３　番　　２月２１日に、事務局の和田さんと森さんと柳原農業委員と現地確認を行いました。枝豆、ソラ豆、えんどう豆等豆類の作付けがあり、きれいに管理されており問題ありません。継続です。よろしくお願いします。

議　長　　続いて、農業委員さんからありませんか。

２番、柳原厚志委員。

２　番　　貸主の（氏名）さんは、ご高齢で農業ができない。三根地区の農地をほとんど貸し出しています。借主の（氏名）さんは、みかん、野菜、水稲を作っています。現地は、野菜を作付けされており問題ありません。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおりこの農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が１０人で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第２号議案５件目について審議に入る訳ですが、先程と同様農業委員会等に関する法律第３１条議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、〇〇推進委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

【〇〇推進委員、退席後】

議　長　　それでは、第２号議案５件目の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは、２７ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田、１，４８１㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。平成３０年３月１日から平成３５年２月２８日までの５年間です。年間借賃は、〇〇円です。毎年、年末自宅へ納入します。継続になります。

土地の所在ですが、２９ページをお開き下さい。三根郷、（店舗名）の付近になりますが、主要地方道長崎多良見線、〇〇交差点から、〇〇に向かって約１００m進みますと申請地、三根郷（地番）となります。次の３０ページは、詳細図になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

３番、田中光夫推進委員。

推進委員
３　番

２月２１日に現地確認を行いました。この場所は、区画整理もしてあり問題ありません。

議　長

続いて、農業委員さんからありませんか。
２番、柳原厚志委員。

２　番

１０年前から耕作しており、裏作に白菜を作付けしていたが、今年はみかんに忙しく裏作をしていなかったようです。近くに借主の妻の実家があり、その関係で借りることになったようです。借賃についてですが、高いと思われるかもですが、米○○ｋ○○両となっているようで、区画整理がされている所は、1 反あたり 1 俵○○ｋが生活目標で広さが 1.500 位なので、30ｋで○○円にして、それから言えば高いとは思えないと思います。

議　長

説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長

これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、この農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議　長

挙手された農業委員が１０人で、過半数を超えていますので許可することに決定いたします。退席されていた○○推進委員の入室を事務局から伝えてください。

【○○推進委員、着席後】

議　長

○○推進委員に申し上げますが、申請のあった利用権設定について全員一致で許可するこ

とに決定したことを報告いたします。
次の６件目の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、３１ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、１筆です。長与町岡郷（地番）、畑、９０５㎡。利用権の種類は賃貸借権です。具体的な作物名は野菜・花です。平成３０年３月１日から平成３３年２月２８日までの３年間です。年間借賃は、〇〇円で、毎年、年末に自宅へ納入とします。新規になります。
３３ページをお開き下さい。未相続農地の場合、利用権の設定に関する同意書になります。３４ページをお開きください。被相続人（氏名）さん（貸主）の相続関係説明図になります。
土地の所在ですが、３５ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線、（施設名）、〇〇バス停がございますが、〇〇岳方向へ登った図のような場所が申請地、岡郷（地番）となります。以上で説明をおわります。

議　長　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。
８番、柳原弘推進委員。

推進委員８　番　２月２３日に田中委員、事務局和田さん、森さんと私で現地確認を行いました。借主所有のみかん畑に隣接しており、野菜・花などを作っており問題ありません。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、この農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が１０人で、過半数を超えていますので許可することに決定いたします。

続いて、冒頭申し上げたとおり、第２号議案７件目・８件目と第３号議案１件目の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について関連した議案となりますので、併せて審議することに致します。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に、３６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎県長崎市尾上町３番１号。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、現況地目、田、面積６７０㎡。利用権の種類は、賃借権で、利用の内容は、普通畑です。平成３０年４月１０日から平成３５年４月９日までの５年間で、借賃は、１０ａ当たり○○円、年額○○円です。借賃の支払い方法は、支払い時期を１２月とし、初回支払い年を平成３０年、口座振替で支払いとします。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、賃貸借です。

次に、３８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎県長崎市尾上町３番１号。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、現況地目、田、面積７７４㎡。利用権の種類は、賃借権で、利用内容は、普通畑です。平成３０年４月１０日から平成３５年４月９日までの５年間です。借賃は、１０ａ当たり○○円、年額○○千円です。借賃の支払い方法は、支払い時期を１２月とし、初回支払い年を平成３０年から振替で支払いとします。

土地の所在ですが、４０ページをお開き下さい。三根郷、（店舗名）がございますが、○○交差点から、主要地方道東長崎長与線を約２００ｍ進みますと、申請地、三根郷（地番）、三根郷（地番）となります。

次に第３号議案農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎市尾上町３番１号。権利を設定する土地は、第２号議案の７件目、８件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

３番、田中光夫推進委員。

推進委員
３　番　　２月２１日に現地確認を行いました。資料の現況地目は、田となっているが、現在田は耕作していません。作付けの準備をされているように見受けられました。荒れてはいないので、

草刈等ですぐに作物を作る状態にあるので、問題ありません。

議　長　　続いて、担当農業委員さんありませんか。
２番、柳原厚志委員。

２　番　　貸主の（氏名）さんは、お仕事の関係で（他県）に在住されており農業はしていない。借主は、直売所向けの野菜に力を入れており問題ありません。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。まず、第２号議案の７件目の利用権設定からですが説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が１０人で、過半数を超えていますので許可することに決定いたします。
続いて、第２号議案の８件目の利用権設定にですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が１０人で過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、第３号議案の４ページの意見書に意見なし、または、意見ありのどちらかを第２号議案の７件目、８件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。第２号議案の７件目と８件目並びに第３号議案の案件について、意見なしの農業委

員の方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が１０人で過半数を超えていますので、意見なしで町長に報告致します。

次も、冒頭申し上げたとおり第２号議案９件目及び第３号議案２件目の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について関連した議案ですので、併せて審議することに致します。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは、４１ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎市尾上町３番１号。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は５筆です。長与町岡郷（地番）、畑、２５４㎡。同じく（地番）、畑、９８２㎡。同じく（地番）、畑、８３７㎡。同じく（地番）、畑、４８０㎡。同じく（地番）、畑、８７５㎡合計３，４２８㎡です。利用権の種類は全て使用貸借で、利用内容は、樹園地です。平成３０年４月１０日から平成３５年２月９日までの４年１０ヶ月間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、使用貸借です。

土地の所在ですが、４３ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線、（施設名）、〇〇バス停がございますが、図のような場所が、申請地となります。４４ページは詳細図になります。

次に第３号議案農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長崎市梁川町（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎市尾上町３番１号。権利を設定する土地は第２号議案の９件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。

８ページから１０ページにかけて（会社名）の定款の写しを添付しています。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

８番、柳原弘推進委員。

推進委員８　番　２月２３日に現地確認を行いました。詳細図の黄色は樹園地、青は荒廃地になっており、今後、借主の（会社名）が管理するときれいになるため問題ありません。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。
９番、渡邉委員。

９　番　　（会社名）はトータルどれぐらい借り入れがありますか。

事務局　　平成２９年１２月に（地域名）の畑、１，９６１㎡、１８７㎡の合計２，１４８㎡を平成３０年２月１０日から平成３５年２月９日までの５年間借り入れております。

議　長　　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。まず、第２号議案の９件目の利用権設定からですが説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が１０人で、過半数を超えていますので許可することに決定いたします。続いて、第３号議案の４ページの意見書に意見なし、または、意見ありのどちらかを第２号議案の９件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否を取ります。第２号議案の９件目並びに第３号議案の２件目の案件について、意見なしの農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が１０人で過半数を超えていますので、意見なしで、町長に報告いたします。

これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地改良届出報告です。土地の所在等、土地の所在は、吉無田郷（地番）、地目、登記簿、畑、現況、畑、面積は、７，３７２㎡のうち１５４．５㎡を改良いたします。所有者は、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、耕作者も同様です。備考欄に記載しているとおり、作付け作物は野菜・果樹です。工事期間は、平成３０年９月１日までの予定です。上記のとおり、園内道路整備届、平成３０年２月１４日付の現地確認を平成３０年２月２１日に行いましたので報告します。平成３０年２月２７日農業委員柳原厚志。農地利用最適化推進委員田中光夫代読です。

次に２ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。長与町と長崎市との境になりますが、図のように（地区名）から〇〇団地に入ったところが申請地となります。次の３ページをご覧下さい。詳細図になりますが、〇〇団地内に（事業所名）がございますが、その付近になります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今、事務局から報告がありましたが何か尋ねたいことはありませんか。

２番、柳原厚志委員。

２　番　現在も園内道はありますが、急傾斜のため今回もう少し緩やかにして拡幅する工事です。

議　長　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　次の報告をお願いします。

事務局　４ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。次の報告分は、平成３０年１月総会時、農地法第４条の規定による転用届出で報告いたしましたが、平成３０年２月２日付けで取り消し願いが出ました分でございます。

１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番）、職業は、不動産業です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、職業は、農業です。２．土地の所在等、土地の所在ですが、高田郷（地番）、登記簿、畑、現況、畑、面積３，９６６㎡。３．転用計画は、駐車場用地。４．申請日、平成３０年２月５日。

５．専決処分の日、平成３０年２月１９日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年２月２７日長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に４ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、○○団地、（事業所名）、長崎市と長与町との境になりますが、図のような場所が申請地、高田郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが何か尋ねたいことはありませんか。

９番、渡邉委員。

９　番　　地目は、雑種地へ変更ですか。

事務局　　雑種地として譲り受ける。農地で取得して、その後転用するということです。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次の報告をお願いします。

事務局　　６ページをお開き下さい。

農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）、職業は、無職です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）、職業は、無職です。２．土地の所在等、土地の所在ですが、長与町丸田郷（地番）、登記簿、田、現況、道路、面積９．９３㎡。同じく（地番）、登記簿、田、現況、駐車場、面積１１㎡。土地の所有者、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。３．転用計画は、（地番）が道路、（地番）が駐車場です。４．申請日、平成３０年２月１５日。５．専決処分の日、平成３０年２月２３日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年２月２７日長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に７ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。丸田郷、（施設名）、○○公園がございますが、○○団地のところが申請地、丸田郷（地番）、（地番）となります。次の８ペー

ジが詳細図です。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが何か尋ねたいことはありませんか。
３番、崎山委員。

３　番　　今日の届出で、駐車場と道路が広くなるのですか。

事務局　　現状は既に駐車場と道路になっており広くなりません。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成３０年２月行事報告が行われた】

これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会２月総会を閉会します。